

「低未利用土地等確認書」の発行手続きについて

1 申請について

- 小松市が確認書を発行する低未利用土地確認書は、小松市内の都市計画区域内（都市計画法第4条第2号に規定）に所在するもののみです。当該土地等が所在する市区町村に申請をお願いします。
- 申請書の提出から確認書の発行まで、1週間程度かかります。
- 確認書の発行について郵送を希望される場合は、郵送料金分の切手を貼付し、返信先の住所を記載した返信用封筒を、申請書と一緒にご提出ください。
- 提出された書類は返却できませんので、必要な場合は控えを取ってからご提出ください。

問合せ・提出先

〒923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所建築住宅課
TEL：0761-24-8104 電子メール：housing@city.komatsu.lg.jp

2 提出書類について

(1) 低未利用土地等確認申請書（様式①-1）

- 申請書は、国土交通省のホームページからダウンロード（小松市ホームページ内にリンクがあります）又は小松市役所建築住宅課の窓口で取得できます。
- 本特例措置を受けようとする相続人本人の申請が必要です。「申請者」欄には、本特例措置の対象である相続人本人の氏名等を記入してください。
- 相続人が複数（共有名義）の場合は、相続人ごとに申請書を各々作成する必要があります。

【申請書の記載内容について】

<申請者名・電話番号欄>

- 申請書等の内容確認のために小松市から連絡する場合がありますので、連絡可能な連絡先の記入をお願いします。

<土地等の所在地欄>

- 売買契約書等に記載されている所在地を記載ください。

<譲渡日欄>

- 売買契約日また売買契約書に記載の譲渡日（引渡し日）を記載ください。

(2) 確認書の交付に必要な添付書類

- 下記①～⑤の書類
- 複数の相続人が同時に申請する場合、各々の申請書に添付書類を一式添付してください。
※添付書類は、1部以外コピーで構いません。

【必要な添付書類一覧表】

書 類	備 考	☑
低未利用 土地等 あること の確認	① ■売買契約書の写し ※収入印紙の添付、契約日、譲渡日の記載があるかご確認ください。	☐
	② ■(1)～(4)のいずれかの書類 (1)小松市内空き家・空き室・空き地バンクへの登録が確認できる書類 (2)宅地建物取引業者が、現況更地等である旨を表示した広告 (3)電気、水道又はガスの使用中止日が確認できる書類 ※使用中止日が売買契約よりも 1 ヶ月以上前であること (4)その他要件を満たすことを容易に認めることができる書類 ・別記様式①-2 ※宅地建物取引業者が低未利用土地等であることを証した書類 ・2 方向以上からの写真 ※宅地建物取引業を介さない場合は、2 方向以上からの写真等で低未 利用土地等と判断できるものがが必要です。	☐
譲渡後の 利用に ついての 確認	③ ■譲渡後の利用について(1)～(3)のいずれかの書類 (1)別記様式②-1 (宅地建物取引業者の仲介により譲渡した場合) (2)別記様式②-2 (宅地建物取引業者を介さず相対取引にて譲渡した場合) (3)別記様式③ (別記様式②-1 または②-2 を提出できない場合)	☐
その他の 要件の 確認等	④ ■申請のあった土地等に係る登記事項証明書 ※売買契約のあった年の 1 月 1 日において、申請のあった土地等の所有期間 が 5 年を超えることを確認します。	☐
	⑤ ■位置図（土地等の付近見取図や地図）	☐